

上川南部森林室管理区内の林道等について

上川南部森林室管理区内には、森林の適正な維持管理、販売立木の搬出等のために林道等が整備されています。

林道等は森林施業専用の道路構造をしており、公道とは規格等が違い一般車両（オートバイを含む）での通行は非常に困難且つ危険であるため、2路線（図-1）を除き、ゲート（チェーン）による施錠を行い、通行禁止としています。

* 図-1 に示す林道については「**開放林道**」と位置づけ、一般車両での通行が可能な林道としています。ただし、道路構造、路面状態等は公道とは大きく異なります。また、路面状況の悪化や工事、森林施業等の際には、通行止とする場合があります。

このことから、**開放林道以外の林道への一般車両による通行はできません。**

* 徒歩による散策等の通行は可能ですが、道路構造、路面状態は公道と大きく異なります。

なお、**ゲート（チェーン）前に車両を放置したまま入林することはしないで下さい。**

森林や林道等の維持管理や各種調査等、職員の業務が行えなくなります。

* 職員等が入林している際に、一時的にゲート（チェーン）が開いている場合がありますが、その際も車両通行は行わないで下さい。

開放林道位置図（図-1）は [次のページ](#)↓

開放林道位置図（図一1）1/50,000

（愛山米飯線（赤色）：旭川市東旭川町瑞穂 ～ 上川町字東雲）

（旭川峠線（青色）：旭川市東旭川町瑞穂）

- ・愛山米飯線、旭川峠線以外の林道等は、開放していません。一般車両の通行は出来ません。
- ・路面状況の悪化や、工事、森林施業のために林道を通行止にする場合があります。
- ・上川町の「道道愛山溪上川線」については悪天候や冬期通行止により道道ゲートを閉鎖することがあります。その際は、道道から国道へは通り抜け出来ません。道道ゲートの状況を確認して下さい。



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
(承認番号 平30情使、第72-G1SMAP42129号)